

労働法基礎学習会

～基礎シリーズ 全10回～

企業で発生する人事労務問題には多種多様なものがあるため、人事労務担当者は、**適切に人事労務管理を進めていくために、労働法に関する体系的な知識を身につける必要があります。**

当協会では、新しく人事労務担当に配属になられた方やすでに人事労務を担当されていて体系的に労働法を学びたい方を対象として、今年度も労働法務に精通した弁護士による「労働法基礎学習会」を開講いたします。

当学習会では、「企業側の視点」で書かれた労働法の教科書を10か月かけて通読し、人事労務担当者として必要な労働法の知識を体系的に学び、能力向上を図ります。また、年間を通して同じ受講者で進めていくため、受講者は人事労務問題に関する情報を共有しながら人脈を築いていくことができます。

- ・日 時：6月から2027年3月まで月1回開催
15:00～17:00
※詳細な日程は、下記の日程表を参照ください。

- ・会 場：電気ビル共創館3階 Cカンファレンス
または
電気ビル本館 地下2階 7号会議室
どちらも福岡市中央区渡辺通2丁目1番82号 (TEL 092-781-0685)



講師の三浦正道氏

- ・講 師：三浦・奥田・杉原法律事務所 弁護士 三浦 正道 氏
- ・テキスト：野田進著『事例判例 労働法第2版』（弘文堂）
※テキスト代は受講料に含まれます。

★講座の日程と主な内容★

※（ ）内はテキストの節番号

講	日程	内容	講	日程	内容
第1講	6月5日 (金)	労働法を学ぶにあたっての基礎知識 労働契約の成立と内容(第4節) 労働者の採用(第5節) (懇親会(予定))	第6講	11月26日 (木)	従業員の配置と異動(第14節) 企業活動と懲戒(第23節)
第2講	7月23日 (木)	就業規則と労働契約(第6節) 労働協約と労働契約(第7節)	第7講	12月17日 (木)	賃金(第13節) 育児介護休業、病気休職等(第20節) 安全衛生と労災補償(第22節)
第3講	8月26日 (木)	労働契約における権利・義務(第9節) 労働契約の変更(第10節) 雇用平等(第15節)	第8講	2027年 1月28日 (木)	労働時間の意義と管理(第17節) 休憩・休日・時間外労働、適用除外 (第18節) 年次有給休暇(第19節)
第4講	9月17日 (木)	解雇(整理解雇を含む)(第11節) 労働契約の終了(第12節)	第9講	2月25日 (木)	労働組合と団体交渉(第24節) 団体行動(第25節)
第5講	10月22日 (木)	労働契約の期間(第8節) パート労働者・派遣労働者(第16節)	第10講	3月18日 (木)	不当労働行為(第26節) 労働紛争解決システム(第29節) (懇親会(予定))

受講料および申込方法

- 参加費：50,000円（税込。全10講）
※いずれも、テキスト代・懇親会費込の受講料です。
- 申込方法：次のどちらかの方法でお申込みください。（申込期限：5月15日（金））

福岡県経営者協会のホームページを開く

または

下記QRコードを読み取る

「セミナーのお知らせ」をクリック

「労働法基礎学習会」をクリック

「お申し込みはこちら」をクリック

「お申込み画面」に入力してください



- ① 受講証は発行しませんので、当日ご本人を確認できる資料等をご持参ください。
- ② 請求書が必要な方は、上記「お申込み画面」最後の「ご質問・ご要望欄」に「請求書希望」とご入力ください。メールにてお送りします。
- ③ 受講料は6月30日（火）までにお振込みください。

※「参加申込画面」にてお預かりした個人情報については、安全かつ適正に管理いたします。

～過去の参加者の声～

- ・先生のお話がとても聞きやすく、分かりづらい点は板書して下さり分かりやすかった。（運輸業・女性）
- ・レジュメについて、設問が身の周りに起きうる事案で分かりやすかった。（卸売業・女性）
- ・講師への個別相談も可能なので利用しやすかった。労務担当として、基礎の知識を学べたと思います。（人材派遣業・男性）

●お問い合わせ先：福岡県経営者協会セミナー事務局（TEL 092-715-0562）